

# お知らせ NEW

## 中学校入学時の 指定学校変更について

現在、市では住所地により学校を指定しています。平成30年4月から中学校に入学する生徒は、原則入学時に限り、指定学校以外の中学校を希望して入学できるようになります。

受け入れ人数を超えた場合は抽選となり、通学は保護者の責任で行って頂きます。詳しくはお問い合わせください。

### 提出書類

所定の様式（学校教育課へ備え付け、または市ホームページからダウンロード）

### 受付期間

11月1日(水)～30日(木)

### 提出

学校教育課

### 問い合わせ

学校教育課学事係

☎ 22-77753

## 公共交通現状分析調査 にご協力ください

竹原市の将来の公共交通について検討していくうえで、基礎資料とするため、「公共交通の現状等に関する基礎調査」（市民アンケート）を行いますので、ご協力をお願いします。

### 実施時期

9月

### 調査対象

無作為に抽出した市内在住の人

※竹原地区・大乗地区・忠海地区・北部地区・吉名地区から各500人を抽出し、無記名で実施します。

### 問い合わせ

企画政策課

☎ 22-0942

## 土地区画整理事業地内の 保留地を売却します

市が施行中の新開土地区画整理事業地内の保留地を一般競争入札により売却します。現状有姿での引渡しになります。購入を希望される人は、現地を確認のうえ、入札の参加をお願いします。

### 売却物件

図面 No.	所在地	面積 (㎡)	予定価格 (円)
①	27 街区 2 画地 (下野町字小井手)	347.52	17,360,000
②	50 街区 5 画地 (竹原町字下新開)	235.82	12,294,000

※予定価格が最低売却価格となります。

### 保留地位置図



### 申込書類

申込書その他の必要書類については、入札実施要領を都市整備課に備え付けています。また、市ホームページにも掲載しています。

### 申込方法

必要書類を直接窓口にて持参または郵送してください。  
※郵送の場合は10月12日(木)必着です。

### 入札日

10月25日(水)

### 入札場所

市役所地階 第2会議室

### 問い合わせ

都市整備課区画整理係

☎ 22-77750



## 就業構造基本調査に ご協力ください

国民の就業状況についての統計調査を、全国一斉に実施します。雇用・経済政策などに必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

### 調査期日

10月1日(日)

### 調査対象

無作為に選定した市内約105世帯の15歳以上の人

### 調査方法

9月下旬から調査員が調査対象の世帯を訪問し、調査票を配付します。

パソコンやスマートフォンを使ってインターネットで回答することも可能です。

### その他

調査票の記入内容は、法律によって厳重に保護されます。

### 問い合わせ

総務課行政係  
☎ 22-7719



## 竹原市認知症初期集中支援チーム スタート！

### 認知症初期集中支援チームとは？

認知症の専門医や認知症の専門職（看護師、社会福祉士、精神保健福祉士）などで構成する支援チームです。認知症の人、またはその疑いのある人や家族を訪問し、困りごとの確認、必要に応じて医療機関の受診や介護保険のサービスの利用につなげるなどの支援を行います。

### 対象者

40歳以上で、自宅で生活している認知症の症状でお困りの、①～③いずれかに当てはまる人

①認知症の診断を受けていない人、または治療を中断している人

②介護保険サービスを利用していない人、または利用を中断している人

③何らかのサービスは利用しているが、認知症による症状が強く、どのように対応したら良いのか困っている人

### 相談・問い合わせ

竹原市地域包括支援センター

☎ 22-5494

健康福祉課介護福祉係

☎ 22-7743

竹原市認知症初期集中支援チーム（竹原病院内）

☎ 22-0963



## 「認知症カフェ」を開設しています！

認知症の人やその家族、専門職の人と一緒に認知症や介護のことについて気軽に話し合ってみませんか？

### ●梅一輪

日時 毎月第3土曜日 13時30分～15時30分

場所 大井公民館

参加費 100円（茶菓子代）

### 問い合わせ

馬場病院在宅支援室 ☎ 22-2071

### ●寄ってみんなカフェ

日時 毎月第1土曜日 14時～15時30分

場所 地域生活支援センター365

参加費 100円（茶菓子代）

### 問い合わせ

竹原病院地域医療福祉連携室 ☎ 22-0963

## 9月10日（日）～16日（土）は自殺予防週間です

### かけがえのない命を大切に

県内の自殺者数は、492人（平成27年）で平成22年以降減少傾向にあります。西部東保健所管内（竹原市、東広島市、大崎上島町）ではここ2～3年減少していない状況があります。

市では、平成21年10月から、「いのちのホットライン竹原」を開設しており、年間200件を超える相談が寄せられています。

一人で悩むより、まずは相談を。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157

### いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

話を聞いてほしいと思ったら、いつでも電話してください。名前を告げる必要はありません。お会いして、お話を聞かせていただくこともできます。

開設時間 毎日9時～18時

※9月の休館日は17日(日)で、お盆と年末年始は休館します。

開設場所 ふれあい館ひろしま(中央2-4-3)

# 税金は期限内に納付しましょう

問い合わせ

税務課 ☎ 22-7732

## 税金の種類

- 国に納める税金…消費税・所得税・法人税・相続税・贈与税・酒税など
- 県に納める税金…県民税（個人・法人など）・事業税（個人・法人）・不動産取得税・自動車税など
- 市に納める税金…市民税（個人・法人）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税など

## 税金を期限内に納めないと…

### 延滞税（延滞金）がかかります

納期限までに完納されない場合、原則として法定納期限の翌日から完納するまでの日数に応じて計算した延滞税（延滞金）を納付しなければなりません。

#### ●国税（延滞税）

納期限の翌日から2か月は2.7%、以降9.0%（※1）

#### ●県・市税（延滞金）

納期限の翌日から1か月は2.7%、以降9.0%（※1）

※1 延滞税・延滞金の率は、毎年変動します。

### 納税証明書が発行されない場合があります

#### ●国税

期限内に納付していない場合、「未納の税額がないこと」を証明する納税証明書（※2のうち③）は、発行できません。

※2 納税証明書は、次の4種類あります。

- ①納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等の証明
- ②所得全額の証明
- ③未納の税額がないことの証明
- ④滞納処分を受けたことがないことの証明

#### ●県・市税

滞納のない証明は発行できません。

### 滞納処分を受ける場合があります

督促状が送付されてもなお納付されない場合には、財産の差押えなど、法律に定められた強制的な徴収手続を行うこととなります。

### 納税の緩和制度

災害や病気などによって、一度に納付することができない人のために、納税の緩和制度がありますので、税務署や市役所等にご相談ください。

### 納税についての相談

随時相談を受け付けていますので、徴収担当者へお問い合わせください。

#### 問い合わせ

【国税】竹原税務署

☎ 22-0506（直通）

【県税】西部県税事務所東広島分室

☎ 082-422-6911（代表）

【市税】税務課収納係

☎ 22-7732



### 納税相談 夜間窓口を開設

市税納税相談のため、夜間窓口を開設します。事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

利用時間 平日の20時まで（要相談）

場所 税務課（市役所本庁舎1階）

#### 問い合わせ

税務課収納係

☎ 22-7732

### 家屋を新築・増築した人へのお知らせ

平成29年1月2日から平成30年1月1日の間に家屋を新築・増築した場合、平成30年度から固定資産税が課税されます。税務課職員（固定資産評価補助員証を提示します）が、評価額算出のため調査に伺いますので、ご協力ください。また、家屋を取り壊された場合や、土地・家屋の利用状況に変更があった場合、法務局の建物登記簿に登記されていない家屋（未登記家屋）を所有権移転（売買・相続・贈与等）した場合には、その旨を届け出てください。

問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 22-7732

# 山地番の地番変更を行います

問い合わせ

広島法務局 ☎082-228-5741

## 【現在の状況】

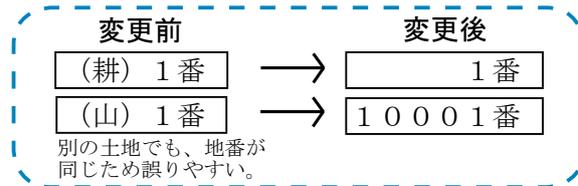
広島県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に地番（耕地番）が付けられましたが、山林などの山間地にも同じように1番から順に地番（山地番）が付けられました。そのため、同じ大字（地番区域）内の耕地と山間地に同じ地番がある「重複地番」が多く存在しています。

## 【重複地番によるトラブル】

法務局では、インターネットを利用した登記情報提供制度やオンライン申請制度などの各種行政サービスを行っています。これらのサービスを利用する際、重複地番の存在を知らずに誤って地番を入力したり、物件入力ができないなどのトラブルが発生しています。

## 【重複地番の解消】

広島法務局では不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取り引きできるようにするため、山地番の地番変更を行います。



## 【今年度変更予定】

変更地域	高崎町、福田町
変更方法	原則、山地番に「10000」を加える方法によって行います。 例：(山) 100番→10100番
変更日	10月4日
所有者への通知方法	法務局から、登記簿に記載されている所有者（共有の場合は、そのうち1人）あてに、「地番変更通知書」を送付します。

問い合わせ 広島法務局民事行政部不動産登記部門 ☎082-228-5741

## 【変更前の地番が、住所や本籍の場合】

住所の場合	法務局から送付された「地番変更通知書」にある変更前の地番を住所として登録している場合は、市役所市民課市民係へ申し出ることにより、通知書に記載されている変更後の地番に住所が変更されます。
本籍の場合	本籍を「地番変更通知書」にある変更後の地番に変更を希望する場合は、市役所市民課市民係へ地番変更の申出が必要です。

## 9月1日(金)～10日(日)は屋外広告物適正化旬間

### 看板や広告塔などの「屋外広告物」の表示・設置は許可が必要です

看板や広告塔などの屋外広告物を表示・設置するときは、広告物の大きさによって市の許可が必要となります。許可を受けずに屋外広告物を設置していると、違反広告物となり、撤去されることもありますので、速やかに申請してください。

申請方法や手数料の金額等、詳しくはお問い合わせください。

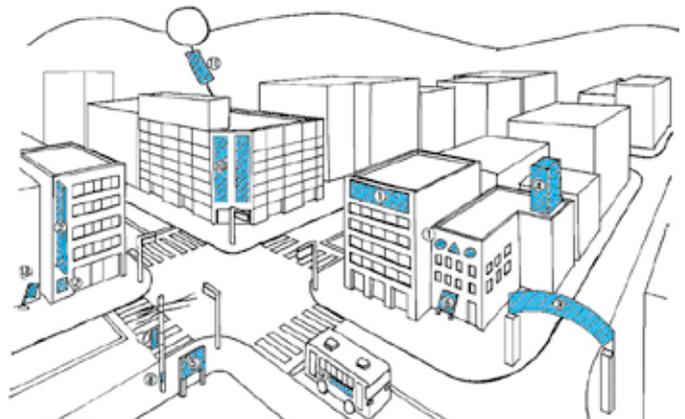
○手数料 広告物の種類・面積に応じた金額

○許可期間 1年以内

※期間満了後も引き続き掲示する場合は、再度申請してください。

※設置場所や広告物の種類・大きさなどによっては、許可できない場合もあります。

※申請用紙は、市のホームページからダウンロードできます。



#### 屋外広告物の例

- ①壁面広告 ②突出し看板 ③アーチ看板 ④屋上広告塔
- ⑤掲示板 ⑥立看板 ⑦電柱広告（添加）
- ⑧電柱広告（巻き付け） ⑨バス広告 ⑩懸垂幕 ⑪気球広告
- ⑫張り紙 ⑬のぼり旗

#### 問い合わせ

都市整備課都市計画係 ☎22-7749

## 集団検診を実施します

問い合わせ

保健センター ☎ 22-7157

検診日 11月15日(水)～11月18日(土)

※レディース検診日は15日(水)のみ。

子宮頸がん検診を女性医師が担当。

託児あり(要申し込み)。

※歯周疾患検診日(17日(金)・18日(土))

申込期限 9月29日(金)

検診項目



健診(検診)の詳細や申込方法は、5月広報と一緒に配布した冊子「竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください。冊子は、市役所、保健センター、支所、出張所にもあります。(市ホームページからもご覧いただけます。)

検診の種類	対象者※平成30年3月31日基準	料金	無料対象
特定健診	40歳以上の竹原市国保被保険者	無料	—
	40歳以上の社保等の被扶養者	受診券に記載のある額	
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度被保険者	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上</li> <li>・竹原市国保被保険者</li> <li>・市民税非課税世帯の者</li> <li>・生活保護世帯の者</li> </ul>
竹原市健診	40歳以上の生活保護世帯の人	無料	
	30歳・35歳の人	2,000円	
胃がん検診	40歳以上	1,200円	
肺がん検診	40歳以上	600円	
アスベスト検診	40歳以上※問診で該当した人のみ。	1,000円	
大腸がん検診	40歳以上	500円	
前立腺がん検診	50歳以上	700円	
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数年齢	無料	
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢	無料	
歯周疾患検診	40歳以上	700円	
	40・50・60歳	無料	

## 国保だより

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

### ●国民健康保険の被保険者証を更新します。【国保広域化により有効期限が変更されます！】

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、9月30日が有効期限となっています。10月1日からの被保険者証(青色)は、9月末までにご自宅に郵送します。記載内容を必ず確認してください。また、**新しい被保険者証の有効期限は7月31日に変更されます。**なお、更新手続きは不要です。古い被保険者証は、市役所・支所・出張所に返却するか、各自で責任をもって破棄してください。

### ●お薬について考えてみましょう！

「お薬の飲み残し(残薬)」はありませんか？



お薬手帳を活用していますか？

Q：薬の飲み忘れをかかりつけ医に伝えないとどうなるの？

A：医師は、薬を飲んでいることを前提に治療をしています。飲み忘れが原因で症状が改善されなかったにもかかわらず、効いていないと判断され、薬の量が増えた場合、必要以上の薬を飲むことによる身体への影響も心配です。

Q：「残薬」がある場合はどうしたらいいの？

A：次回の受診時に「残薬」を持参したり、余った薬の数をチェックしたりして、医師や薬剤師に「残薬」の状況を伝えましょう。

Q：「お薬手帳」って何冊持てばいいの？

A：医療機関ごとに「お薬手帳」を持っている人がいますが、これでは「お薬手帳」の役割が果たせません。「1人1冊のお薬手帳」で、医師や薬剤師が、あなたの情報を共有することにより、ほかの医療機関で処方された薬と重複していないか、併用することで問題となる薬がないかなどを確認できます。

「かかりつけ薬局」を持ちましょう！

Q：医療機関ごとに薬局を変えていませんか？

A：「かかりつけ薬局」を決めましょう。ひとつの薬局に処方箋を持って行けば、過去の記録に基づいて薬の調剤を行うため、薬の重複や飲み合わせも確認してもらえます。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を知っていますか？

Q：ジェネリック医薬品って？

A：特許期間が過ぎた先発医薬品の有効成分を使って製造した薬です。開発費が抑えられるため、先発医薬品の2～7割程度の価格のものが多くなっています。ただし、症状によっては先発医薬品の方が適切な場合もありますので、かかりつけ医にご相談ください。